

# 「しまねいきいき職場宣言」実施要領

## 1. 目的

島根県は、従業員がいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりを推進し、県内企業の人材確保と従業員の職場定着が図られることを目指している。

また、しまね働き方改革推進会議（議長：島根労働局長、副議長：島根県商工労働部長）においても、県内における「働き方改革」の取り組みを進めるため、平成29年11月に「しまね働き方改革宣言」を採択した。

県内企業等においても、それぞれの立場から具体的かつ主体的な取組を宣言することにより、地域・職域を挙げた魅力ある職場づくり推進の気運醸成を図る。

## 2. 実施主体

島根県

## 3. 宣言内容

県内企業等が、それぞれの立場で取り組める魅力ある職場づくりの取組を「しまねいきいき職場宣言」として作成し宣言する。

## 4. 対象事業主

- (1) 県内に本店、支店、支社、営業所等が所在し、県内において事業活動を行い、常時労働者を雇用する企業等であること。
- (2) 労働関係法令を遵守していること。

## 5. 提出先・提出方法

- (1) 「しまねいきいき職場宣言」宣言企業申請書（様式第1号）を島根県商工労働部雇用政策課へ提出する。
- (2) 宣言企業等は、申請の内容（常用労働者数を除く）に変更があった場合は、「しまねいきいき職場宣言」宣言企業変更申請書（様式第2号）を島根県商工労働部雇用政策課へ提出する。
- (3) しまね電子申請サービスを使用して行われた申請手続等については、前2号に規定する様式第1号又は様式第2号により行われたものとみなす。

## 6. 宣言の周知

- (1) 宣言企業及び宣言の内容等について、県は広報媒体等を活用し広く県民にPRを行う。
- (2) 県は、PRすることを決定した申請者について、事業所内での周知に活用できるよう宣言書を作成し贈呈するものとする。

## 7. その他

宣言を行った企業等は、県が魅力ある職場づくりの推進のために行う調査・広報等の活動に対して、できる限り協力をするものとする。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年6月23日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年10月2日から施行する。